派遣労働

厚労省が日雇派遣の規制を強化

的に乗り出す構えだ。 いる日雇い派遣業界の適正化に、本格 分が相次ぎ、不正の蔓延が懸念されて からの要請を踏まえたもので、行政処 る指導監督を、強化する「緊急違法派 向けて、日雇派遣を行う事業主に対す すべき」とした課題に対応するものだ。 とめた中間報告の中で、「速やかに検討 の労働力需給部会が、昨年一二月にま 労働政策審議会 (厚労相の諮問機関) 者派遣法施行規則」を改正して公布し た(一部を除き四月一日から施行)。 遣指針」を策定するとともに、「労働 同省はまた、関係省令・指針の公布 同省は二月二八日、新たに「日雇派 掃プラン」も明らかにした。与党 厚生労働省が規制強化に踏み出す .題の相次いでいる日雇派遣をめぐ 違法派遣や偽装請負の解消に

指針を策定日雇派遣の雇用安定のため

日々または三〇日以内の期間を定め、日々または三〇日以内の期間を定め、が聞っていた今年一月、事業停止命令等が出っれて今年一月、事業停止命令等が出されるなど、業界全体のありようが問われている。

ぐっては、「雇用契約期間が短く、当日また、日雇派遣労働者の働き方をめ

を上下している。 を主いない」――といった、多くの問題 が行われず労災が起きやすいにもかかが行われず労災が起きやすいにもかかが行われず労災が起きやすいにもかかが行われず労災が起きやすいにもかかが行われず労災が起きやすいにもかかが行われず労災が起きやすいにもかが行われず労災が起きやすいにもかかが行われず労災が起きやすいたる。

定が こうしたなか、同省が策定した「日 に対し、主に①日雇派遣労働者の 業主に対し、主に①日雇派遣労働者の 業主に対し、主に①日雇派遣労働者の 開安定に向け、労働者派遣契約に定める は業条件を確保④労働・社会保険の適 就業条件を確保④労働・社会保険の適 が業条件を確保④労働・社会保険の適 用を促進⑤(派遣元)職務遂行に必要 を教育訓練等の機会を確保⑥(派遣元) を教育書業務就業時の安全衛生教育を実施一一するよう求める内容になっている。

労働者派遣契約が解除された場合には、労働者派遣契約を(とりわけ繁閑に依らなお、派遣元は派遣先と協力し、労働ため、派遣元は派遣先と協力し、労働ため、派遣元は派遣先と協力し、労働を長くしなければならないとし、そのため、派遣元は派遣先と協力し、労働を戻に向けて、派遣元は雇用契約期間安定に向けて、派遣元は雇用契約期間安定に向けて、派遣元は雇用契約期間

することなども求めている。 雇派遣労働者の新たな就業機会を確保連会社で就業をあっせんするなど、日連会社で就業をあっせんするなど、日

就業条件等の明示については、派遣就業条件等の明示については、派遣元が日雇派遣労働者に対し、「モデル武用するなどして確実に、行わなければならないと定めた。また、派遣元はばならないと定めた。また、派遣元はばならないとに少なくとも一回以上たは契約であれば毎日)の就業場所の中指揮命令者からの就業状況報告でより、労働者派遣契約に定められて就業条件を着実に確保しなければなた就業条件を着実に確保しなければならないとした。

二月に二六枚以上貼られていれば給付 度 帳をもらい、派遣元は賃金を支払う都 事務所(健康保険)に交付申請して手 ワーク(雇用保険)あるいは社会保険 険では日々または三○日以内の期間を この定着も促す。日雇労働者(雇用保 事業主双方によく知られていないため しなければならないこの制度では、前 用される者)の場合は、本人がハロー 日々または二月以内の期間を定めて雇 定めて雇用される者、健康保険では には特別な枠組みがあるが、労働者、 一方、日雇労働者の労働・社会保険 (健康保険) に、手帳に印紙を貼付 (雇用保険)あるいは使用する日ご

深 の賃金の一部を不適正に空徐してはな めて必要な手続きを適切に行うよう求 めて必要な手続きを適切に行うよう求 がるとともに、派遣先も派遣元に対し、 これを適切に行った上で派遣するよう これを適切に行った上で派遣でるよう でが発生する。指針は、派遣元に改し、

トピックス

指針はこのほか、「日雇派遣労働者の賃金の一部を不適正に控除してはない。事理明白なものについて適正らない(事理明白なものについて適正られる)」こと、「集合場所から就業られる)」こと、「集合場所から就業られる)」こと、「集合場所から就業られる)」こと、「集合場所から就業られる)」こと、「集合場所から就業られる)」こと、「集合場所から就業られる)」こと――等にも言が動時間を適正に把握し賃金を支払わり自由利用が保障されている。

雇派遣に係る施行規則も改正

一方、このほど改正した「労働者派遣法施行規則」(図2)では、派遣元事業主が年一回、労働局へ提出する事業報告書で、日雇派遣労働者の数等にこの改正を通じ同省は、日雇派遣を行この改正を通じ同省は、日雇派遣を行この改正を通じ同省は、日雇派遣労働者の数等にできるようにしたい考えだ。

日雇派遣指針の概要

1 趣旨

図 1

- 日雇派遣労働者(日々又は30日以内の期間を定めて 雇用される者)について、派遣元事業主及び派遣先が講 ずべき措置を定めたものである。
- 2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置 ○ 派遣元事業主及び派遣先は、事前に就業条件を確認す
- 〇 労働者派遣契約、雇用契約の期間を長期化する。
- 労働者派遣契約の解除の際に、就業のあっせんや損害 賠償等の適切な措置を図る。
- 3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保
- 派遣先の巡回、就業状況の報告等により労働者派遣契 約に定められた就業条件を確保する。
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 派遣元事業主は、労働・社会保険(日雇に関する保険を 含む。)の手続を適切に行う。
- 派遣元事業主は、派遣先に対し労働・社会保険の適用 状況を通知し、派遣先と日雇派遣労働者に未加入の場合 の理由の通知を行う。
- 5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示
- 労働基準法に定められた労働条件の明示を確実に行う。
- 労働者派遣法に定められた就業条件の明示を、モデル 就業条件明示書(日雇派遣・携帯メール用)の活用等によ り確実に行う。

- 6 教育訓練機会の確保
- 派遣元事業主は、職務の遂行のための教育訓練を派遣 就業前に実施する。
- 派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育 訓練を実施するよう努める。
- 関係法令等の関係者への周知
- 派遣元事業主は、派遣労働者登録用のホームページや 登録説明会で関係法令の周知を行う。また、文書の配布 等により、派遣先、日雇派遣労働者等の関係者に関係法 令の周知を行う。
- 派遣先は、文書の配布等により、派遣労働者、直接指 揮命令する者等の関係者に関係法令の周知を行う。
- 8 安全衛生に係る措置
- 〇 雇入れ時の安全衛生教育、危険有害業務就業時の安 全衛生教育を確実に行う。
- 労働条件確保に係る措置
- 賃金の一部控除、労働時間の算定をはじめとして、労働 0 基準法等関係法令を遵守する。
- 10 情報の公開
- 派遣元事業主は、派遣料金、派遣労働者の賃金等の事 業運営の状況に関する情報の公開を行う。
- 派遣元青任者及び派遣先青任者の連絡調整等
- 派遣元青仟者及び派遣先青仟者は、安全衛生等につ いて連絡調整を行う。

図2

労働者派遣法施行規則改正の概要

<派遣元事業主>

改正点①(事業報告書) 年1回労働局に提出する事業報告書にお いて、日雇派遣労働者の数等の報告を義 谿化.

<派遣先>

改正点②(派遣先責任者) 派遣先責任者について、労働者派遣が1日を 超えない場合には選任不要であるが、選任を

改正点③-1 派遣元管理台帳 派遣先管理台帳 労働者派遣が1日を超えない場合に は作成不要であるが、作成を義務化 法第42条第1項 1 派遣元事業主の氏名又は名称 2 派遣就業をした日 3 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並び に体験した時間 4 従事し本業の情報 法第37条第1項 法第37条第1項 1 派遣先の氏名又は名称 2 事業所の所在地その他派遣就業の場所 3 労働者派遣の期間及び派遣就業する日 通知 ・労働者派遣の期間及び派遣姚業する日 始業及び終業の時刻 従事する業務の種類 派遣 漸遣 事項 報介予定派遣に係る派遣労働者については、当該 紹介予定派遣に関する事項 その他厚生労働者令で定める事項 に休息した時間 4 従事した業務の種類 5 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項 6 紹介予定派遣に保る派遣労働者については、当該紹介 予定派遣に関する事項 7 その他厚生労働省令で定める事項 1. 定期的(1月1回以上)に派遣 元事業主に通知 2. 派遣元事業主から請求があっ 則第36条 た場合に涌知 則第31条 派遣労働者の氏名 事業所の名称 ※派遣元の事業所名 派遣元事業主の事業所の所在地 派遣労働者の氏名 事業所の名称 ※派遣先の事業所名 改正点③一3 派遣元青任者及び派遣先青任者に関す 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事し と事業所の名称及び所在地その他派遣就業をし 上事業所の名称及いルー 上場所 5 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項 2 本数第に関する事項 ~8 26業務等に関する事項 派遣就業をした場所、従事 9 労働・社会保険に関する事項 した業務の種類を通知事 6~10 26業務等に関する事項 11 労働・社会保険に関する事項 改正点③-2 派遣就業をした場所を記 載事項に追加

た。 を と 行う 発 L て、 同 事 業主 日 緊急違 付け 0) で、 法 指導監督 各労働 派 遣 局 掃 に通 プラ

る事業所 じ 柱督 指針、 て把握した上で、 0 ブ 強 化(4) 改 ま 相 正 ず、 省 談 体 令 \dot{o} \mathbf{H} 制 元 Н 周 0) 雇 0) 派遣 充実 知啓 雇 事業報告書を通 派 遣 を 発 指針、 ③指 行 5 \dot{o} 应 7 導監 13 本

を超

場

合は、

業主 遣

さらにこれ

まで、

労働 派遣

図者派 先事

が

指日

導雇

督遣

事

を

重

ば 不要だ

ならな

ί,

とし が

た上

で、

記

記載事

項 な 作 に

す

るとともに、

0

八年度中、

 \mathbb{H}

雇

派

遣 底 併

せ、

同 う

省

はこれら

 \bar{O} 令

圄

知

啓発を徹

っ

た

れを必ずつけ

0)

派

遣

児先管

理台帳

0

成 ょ \exists

た関

係省

指

針

0

公布

ば

な

いと義務化し

0

遣 \bar{o} 65

であっても必ず置

か

なけ

れ

追

加

心た。 所と従

選任

つ

13

て、

たとえ

業場

事 \wedge 所

業務

0 知 加

種 事 L

類 項

0

点 遣

を 就 先

超

ええな

場

合

てきた

派

か 派

5 遣

派 就

遣 業

元

通

は、

派 派

日遣

これ

、まで

は労働 不要とし

が

 \mathbf{H}

場

を追 0)

たほ

か、

遣

を強化 する 達

ラ は、 (1) Ĥ 雇 派 遣 0) 実 態

> 等 派 知 令 0) 協 事 正 *業適 発する。 力も要請 15 関 正運営協力 する その ずる。 パ ン 際、 フ 員 レ æ, ツ 菌 関 0) 労働 等で 係 4

周

業許 事業 また、 改善 を実 わ 1命令、 施 反を さ 可 17 せる方針 働 通 取 悪 日 政 つ 把握 てゆ 対し か 質な法違 違反を繰り 安全衛生法 報するなどし、 消等も視 雇派遣を行う ら労労 事業停止命令をはじ ¿. て、 し /働基準/ た場 反に なお、 野に厳 重 一合は、 返す _盂的 等 つ 派 0 行 労働 いては、 遵守 派遣 な指 派遣法等違 正な措置を 政 遣 職 \wedge 元 さん徹 基準 業安定 速 漳 元 め、 派 P P, 法 か 業 遣

務 لح

0

みそう 拡 を B 方、 行っ 監督 制緩 が 厚 つた日 労省 労 てきた 和の 等を 働 15 屋派遣。 通 流 政 による ル事業主 じ n 策 て、 審 0 重 中 議 点的な 会労 杜 新 で、 0) たな指 撰 淘 な管 汰

針

准

ぐる 派遣 置づ を深 需給部会 業 均 在 日 た 制度 全主を育る 後人人 む課 今後 議論 派遣 める 中間 F け、 n 1 方に 今後 派遣 段報告書 労働 い題につ 日報告で、 0 0) ベ が ·解析部 が に関する研 き 動 スタ 根幹に係る論点を てる仕組み 違法を淘汰 昨 向 労働者の雇 0 0 労働 とし 年 が 「をまとめ 雇 1 11 「引き続 1 用 て 注目される。 渡辺木綿 究会」 習者派 た法 は、 政 し 一月にま た。 策上 **売き審議** 用 遣 改 る Ĺ を設度 月 優良 安定 夏 予 など 0) 正 碽 位

0 几